

No. 497【2022年3月18日配信】

青森市内にあった「明治天皇聖蹟」(担当:工藤大輔)

こんにちは! 室長の工藤です。

昭和15年(1940)2月10日、浪岡城跡は国の史跡に指定されました。この日は「皇紀二千六百年(神武天皇の即位から2600年)」の「紀元節(神武天皇が即位した日)」の前日で、まさに『浪岡町史』第2巻がいう「皇国の史跡指定」とであったといえるでしょう。



「史蹟 浪岡城址」の石碑



波岡城跡の桜

ところで、浪岡城跡が史跡に指定される少し前、大正8年(1919)の史跡名勝天然記念物保存法に基づいて、昭和8年~同12年にかけて明治天皇が巡幸、行幸で訪れた場所・建物などが「明治天皇聖蹟」として集中的に国の文化財に指定されたということをご存知でしょうか。これは全国で実施され、青森県では6件が指定となり、うち2件が青森市内に所在しました。

ひとつは、昭和9年11月1日指定の「明治天皇大釈迦御小休所」(浪岡字大釈迦個人宅敷地内)です。明治14年(1881)の明治天皇の巡幸の折、9月9日にこのお宅で休憩しそこが「聖蹟」となったのです。もうひとつは昭和12年4月5日指定の「明治天皇青森御乗船並御上陸棧橋址」(聖徳公園内)で、この地も明治14年の巡幸にまつわる「聖蹟」です。



戦前の聖徳公園(歴史資料室蔵)

現在、「御小休所」はなく、「棧橋趾」も埋め立てられかつての「聖蹟」(史跡)はなくなっています。しかし、かつて「聖蹟」があったことを示す石碑(石標)は残っています。こうした現象は青森市内での事例だけでなく、各地で見られるようです。



「明治天皇大釈迦御小休所」の石碑



「明治天皇青森御乗船並御上陸棧橋趾」の石碑

実は、国の史跡としての「明治天皇聖蹟」は、戦後GHQによって昭和23年6月23日付で一斉に指定解除となっているのです。理由はもちろんこれらは「皇国の史跡指定」であったからです。ですから、おなじく「皇国の史跡指定」を背景に持つものであっても、浪岡城跡とは異なり、指定解除となった「明治天皇聖蹟」についてはあまり知られていないようです。

なお、「聖蹟」(史跡)が解除されたにもかかわらず、石碑(石標)が「現存する」ことには否定的な見解もあります。